箕輪町

箕輪町役場　産業振興課　プレスリリース

平成 30 年 9 月 18 日　発信

報道機関各位

「箕輪町観光協会推奨土産品」を募集します

箕輪町観光協会では町の PR につなげるため、推奨土産品となる製品を募集します。
ご応募いただいた製品は、審査通過後に「箕輪町観光協会推奨土産品」として認定します。

対象品・対象事業者

・町内で製造・加工されたもの
・町内外の事業所・施設等で広く継続的に販売可能なもの
・上記条件を満たしており、すでに販売されている商品等も対象
　※詳細は添付資料を参照

応募方法

観光協会窓口へ申請書と見本品等を提出

申請資格

申請事業者は観光協会会員に限ります。
＊非会員の場合は、申請前に観光協会への入会をお願いします。

申請費用

無料

募集期間

平成 30 年 9 月 25 日（火）から 10 月 26 日（金）

審 査 会

平成 30 年 11 月中旬から下旬（予定）
審査後、認定を受けた商品は「箕輪町観光協会推奨土産品」として、観光協会 HP 等で町内外へ PR します。

添付資料　有　　無

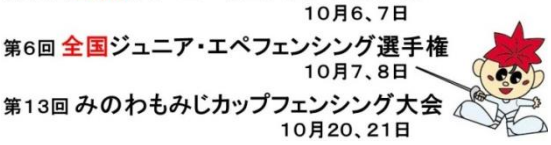

箕輪町観光協会
箕輪町役場　商工観光推進室内
（事務局長）河手　仁　（担当）宮坂悠子
電　話：０２６５－７９－３１１１（内線）１５７
ＦＡＸ：０２６５－７９－０２３０
Ｅ－mail: kankou@town.minowa.lg.jp

「箕輪町観光協会推奨土産品」認定事業

1　事業概要

箕輪町観光協会で、「箕輪町観光協会推奨土産品」の認定を行うとともに、町民や観光客に対して推奨土産品を周知することで、町のPRへつなげ、もって観光産業の一助とする。

2　事業詳細

2-1 対象品

・町内で製造・加工されたもの。

・町内外の事業所・施設で広く継続的に販売可能なもの。

・郵送や持ち運びにたえうるもの。

・他の特許品の模造品、生産の過程で関係法令に違反していないもの。

＊食品の場合

・可能な限り町内産の農産物等を使用する前提で製造されたもの。

・製造日から1週間以上の消費期限・または賞味期限を有するもの。

・上記条件を満たしており、すでに販売されている商品も対象とする。

2-2 推奨基準

・品質が優れていること。

・意匠が優れていること。

・市場性があり、適正な価格であること。

・オリジナル性が高く、箕輪町のPRにつなげられるもの。

2-3 申請資格

箕輪町観光協会会員

＊非会員の場合は観光協会へ入会後の申請。

2-4 費用

申請料・登録料無料

2-5 申請方法

申請用紙の提出（様式第１号）

記載：

商品名・原材料・製造場所・容量・価格・箕輪町らしさ・誕生秘話的なストーリー

写真データ（外装・内装・製造過程・製造者の笑顔）

審査会・試食会への商品の提出

2-6 マーク

観光協会発行の所定の推奨土産品のマークシールを添付して販売する。

シール（データも含む）は事務局で無料配布する。

2-7 推奨期間

推奨品の認定期間は原則3年以内とする。

継続して認定を受ける場合は、更新を申請することができ、様式第３号を事務局へ提出する。

2-8　募集期間

2018年９月25日（火）～10月26日（金）

2-9　審査

2018年11月中旬～下旬

観光協会事務局・一部理事で認定・選考。審査員は事務局から打診する。

2-10 お披露目試食会

２０１９年１月(予定)